資料 No.9

## 「地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計」の廃止について

人権同和政策課 人権同和政策係

1 令和3年度をもって「地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計」を廃止し、令和4年度からは 未納分の回収を一般会計において行います。

## 2 地域改善地区住宅改修資金等貸付事業とは

- ・この事業は、対象となる者に対して、住宅の新築・改修・宅地取得の資金等を低金利で貸付を行う ことにより、住環境の整備改善を図ることを目的としています。
- ・昭和 42 年から平成 9 年まで本事業における貸付事業を行い、貸付金には起債の借入をし、対応していました。
- •貸付件数等

貸付件数	155 件
貸付額	557, 500 千円

## 3 現況について

- ・現在の業務は、起債の償還及び貸付金の回収が主になっています。
- ・今年度末をもって起債の償還が終了いたします。
- 貸付金未納額

	件数	未	納	額	(単位:円)
1	十 刻			内、元金	内、利子
	15	27, 019, 041		23, 373, 670	3, 645, 371

(令和4年1月末日現在)

## 4 今後について

- ・令和3年度で起債の償還が終了することから、貸付金の歳入等については、令和4年度から 一般会計で管理します(令和4年度予算案計上済)。
- ・同特別会計廃止後も貸付の未納分については、継続して回収してまいります。